

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2019 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。これまでは確定拠出年金法を中心にみてきましたが、今回は、「退職一時金制度から企業型年金への制度移行②」として、移行に伴う退職給付会計上の取扱いについてみてみます。

第 36 講 「退職一時金制度から企業型年金への制度移行②」

（退職給付制度間の移行等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第 1 号）第 10 項ほか）

※退職給付制度間の移行等に関する会計処理等は、企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構）のホームページなどで確認することができます）

前回は、退職一時金制度から企業型年金への移行のうち、資産の移換に関するルールについてみてみましたが、今回は、退職給付会計上の取扱いに関するルールについてみてみます。

移行に伴う退職給付会計上の取扱いに関するルールには、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下「適用指針」、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告」）などがあります。これらは、退職給付制度の移行時における一般に公正妥当と認められる会計基準として公表されているものであり、確定拠出年金法とは別の観点から設けられているものです（確定拠出年金法は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、制度について必要な事項を定めたものです）。また、適用指針や実務対応報告は「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」）をふまえて定められたものなので、今回は、必要に応じて、退職給付会計基準の内容にも触れながら説明します。

まず、退職給付会計上、退職一時金制度と企業型年金にはどのような違いがあるのか確認しましょう。

退職一時金制度は、退職給付会計では確定給付制度に分類されます。この場合、貸借対照表に年金資産の積立状況を示す額として「退職給付に係る負債」（個別財務諸表では「退職給付引当金」）を計上する必要があります。退職給付に係る負債とは、退職給付債務から年金資産の額を控除した額です（退職給付会計基準第 13 項、第 27 項、第 39 項）。また、損益計算書には、退職給付費用を計上する必要があります（退職給付会計基準第 14 項）。

なお、退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいいます。退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算します（退職給付会計基準第 6 項、第 16 項）。

これに対し、企業型年金は退職給付会計では確定拠出制度に分類されます。この場合は、退職給付債務を認識する必要はなく、掛金の拠出額を費用処理することにより会計処理を行います（退職給付会計基準第 31 項）。

このように、退職一時金制度と企業型年金では退職給付会計上の取扱いが異なるため、移行に伴い企業型年金に資産を移換した場合には、「退職給付制度の終了の会計処理」が必要となります。退職給付制度の終了とは、退職給付制度の廃止や移行などにより、退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少することをいい、退職一時金制度から企業型年金への資産の移換は該当例の一つとなっています（適用指針第 4 項、第 11 項）。なお、退職一時金制度の一部を企業型年金に移行する場合（退職給付制度の一部終了）も、退職給付制度の終了として取り扱います（適用指針第 5 項）。

退職給付制度の終了の会計処理の具体的な方法は次の通りです。

- ① 退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等との差額を損益として認識します。

終了した部分に係る退職給付債務とは、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額のことです。また、支払等の額は、退職一時金制度から企業型年金への移行の場合は、退職給与規程（退職金規程等）の改正又は廃止前後の自己都合要支給額の差額の範囲内の額として決定された移換額となります（第 35 講参照）。

- ② 従前からの未認識項目（未認識過去勤務費用など）がある場合は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率などの合理的な方法で算定し、損益として認識します。
- ③ ①②は退職給付制度の終了という同一の事象に伴い生じたものであるため、原則として特別損益に純額で一時計上します。

例えば、前提条件が以下のものであった場合には、退職給付制度の終了の会計処理は次のようになります。

【退職一時金制度の一部を企業型年金に移行】

移行前の退職給付債務	1500
移行後の退職給付債務	900
移換額	520
従前からの未認識項目	70

- ① 終了した部分に係る退職給付債務＝終了前の退職給付債務－終了後の退職給付債務＝ $1500 - 900 = 600$
終了した部分に係る退職給付債務－減少相当分の支払等＝ $600 - 520 = 80$ （利益）
- ② 終了した部分に対応する未認識項目の金額＝ $70 \times (600 \div 1500) = 28$ （損失）
（退職給付債務の比率により計算するものとする）
- ③ ①②により発生した損益を一時処理
 $80 - 28 = 52$ （特別利益）

なお、第 35 講でみたように、退職一時金制度から企業型年金への資産の移換は、移行年度から起算して 4 年度以上 8 年度以内の年度に均等して移換しますが、退職給付制度の終了の会計処理は資産の移換ごとに行うのではなく、移換を伴う改訂規程の施行日を終了の時点とし、まだ移換されていない額も支払等の額に含めて行います。これは、移換を伴う改訂規程の施行日に、事業主と従業員の権利義務が明確に変わることによるものです（適用指針第 23 項、実務対応報告 Q 1、Q 3）。

退職給付会計は業務で取り扱っていない人にとってはなじみのない分野といえますが、企業型年金への移行に関する知識の一つとして、概要を理解しておくようにしましょう。

今回は、「企業型年金加入者の一定の資格」です。

※記載内容は 2020 年 4 月 1 日現在の基準等に基づくものです。